

第9期 加古川市高齢者福祉計画 第8期 加古川市介護保険事業計画

概要版



令和3年3月
加古川市

計画策定の趣旨

日本の高齢化は依然として進行しています。令和2年版高齢社会白書によれば、令和元（2019）年10月1日現在、65歳以上人口は約3,589万人で、総人口に占める割合（高齢化率）が28.4%という状況です。また、65歳以上の要介護等認定者は、平成29（2017）年度末には約628万人で、平成20（2008）年度末からの9年間で約176万人増加しており、介護サービスの需要がますます伸びています。

今後、令和7（2025）年には、団塊の世代すべてが75歳以上となり、介護や医療を必要とする高齢者が増加することが予測されています。さらに令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となって高齢化率をさらに上げるとともに、平均寿命の延伸により90歳前後の人口が現在よりも増加するため、介護や医療の需要はますます高まると考えられます。

本市においても、高齢化は進行し、令和2（2020）年4月1日現在の高齢化率は27.7%と、国をやや下回るものの上昇を続けています。要介護等認定者数も約1.3万人となり、前回計画期間中にも1割以上増加しており、今後この傾向は続く見込みです。

こうした状況において、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定め、「地域共生社会の実現」など計画に記載すべき特に重点的に取り組むべき事項を示しています。

これらを踏まえ、第9期加古川市高齢者福祉計画及び第8期加古川市介護保険事業計画を、令和22（2040）年の将来を見据えた中長期的な視野に立って策定するものとし、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取組などの方向性を示します。

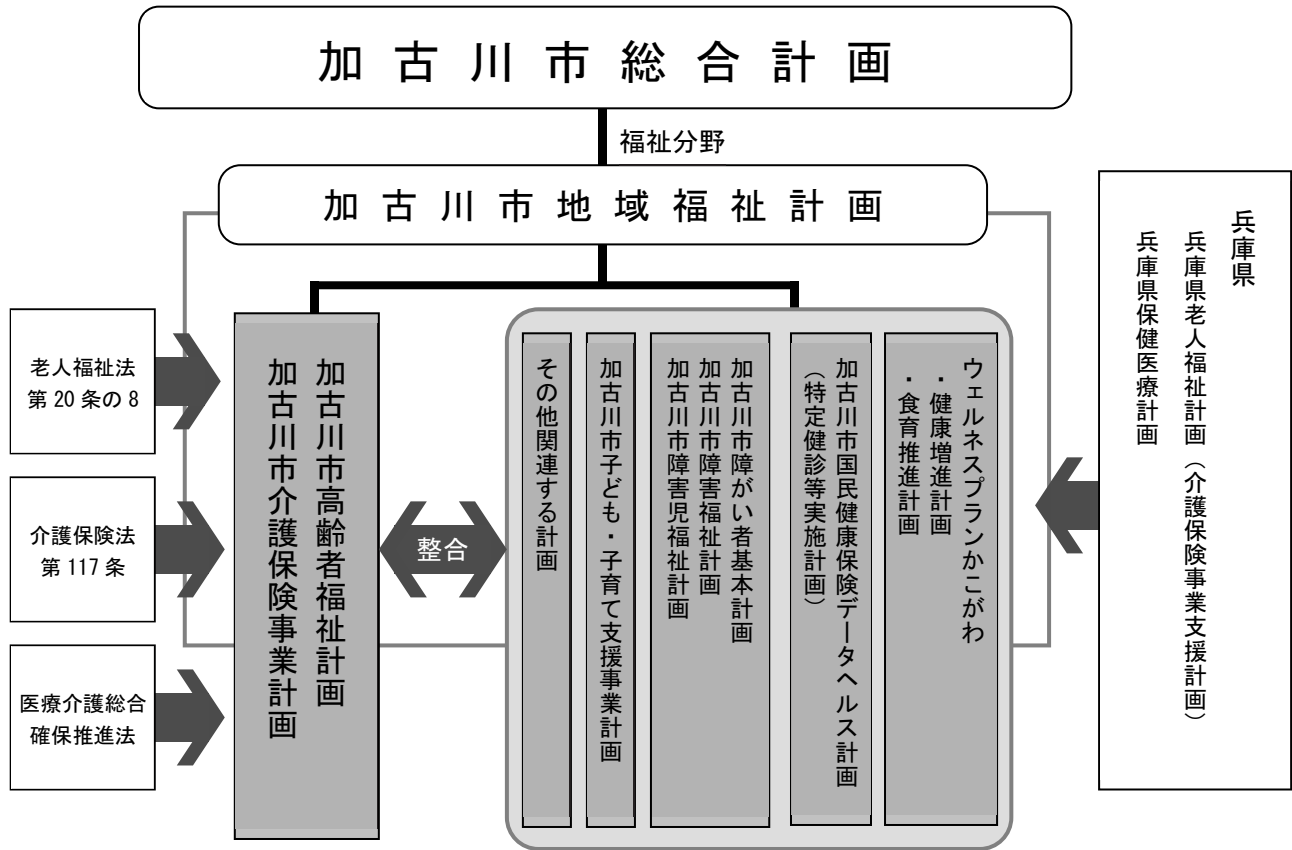
■基本指針に基づく掲載事項

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備



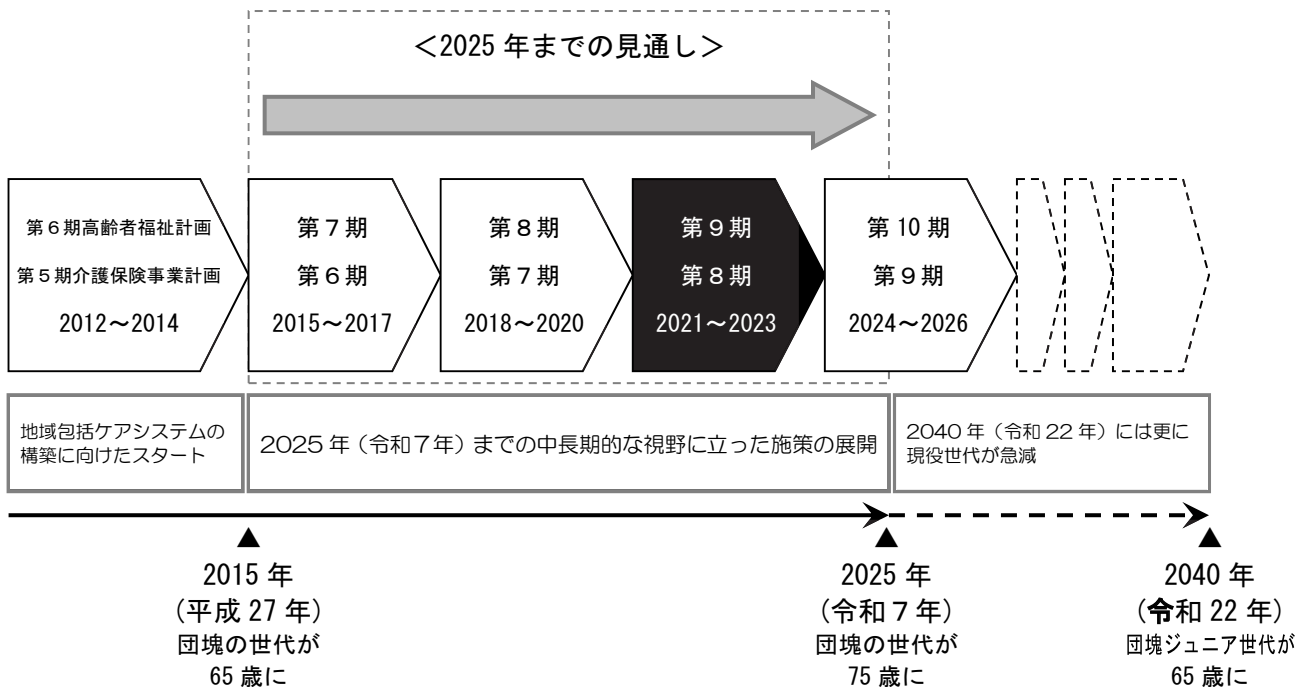
計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。また、加古川市総合計画及び加古川市地域福祉計画を上位計画として、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定します。



計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



基本理念

基本理念

住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

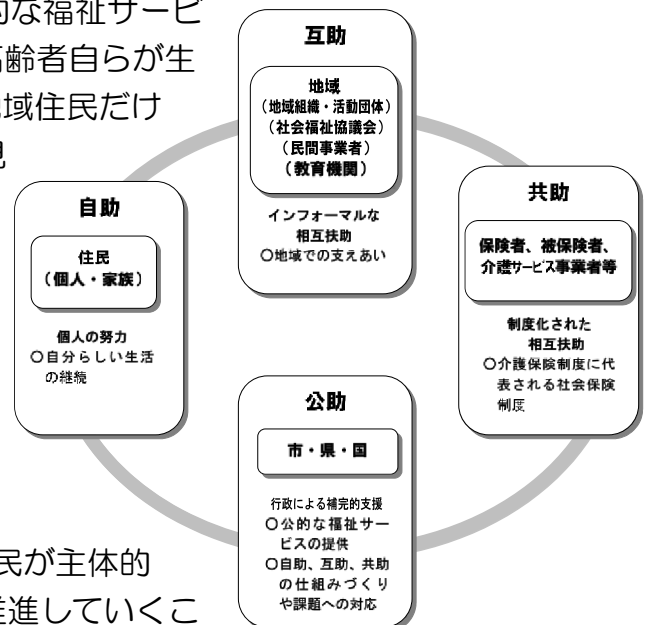
すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康寿命の延伸とともに、人生の最終段階において医療・介護が必要となっても、その人の状態に応じて、自分らしい毎日を過ごすことができ、さらに在宅や介護施設での看取りを希望する人には、それがかなう体制を構築していくことが必要となります。そして、その実現のためには、介護人材の確保とさらなる資質の向上が必要であるとともに、地域住民やボランティアの見守りなど、身近であたたかみのある支えあいや助けあいが重要となります。

これらを踏まえ、高齢者を取り巻く複雑・多様化した生活課題に対し、きめ細かく対応していくためには、「共助」「公助」といった公的な福祉サービスの充実及び連携に加え、高齢者本人や家族による「自助」及び、地域のネットワークの再編や多様な地域資源の創出など「互助」の支援にも取り組むことが必要となります。

そこで、本計画では「住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川」を基本理念に掲げ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。

基本的な視点

基本的な福祉ニーズは、保険制度「共助」や公的な福祉サービス「公助」で対応するという原則を踏まえつつ、高齢者自らが生活を支え、自分らしい生活を続ける「自助」や、地域住民だけでなく地域の多様な主体の協働による支えあいや見守りといった「互助」のまちづくりを進めていくことが重要です。とりわけ、「自助」「互助」については、地域における住民主体の課題解決力を高め、多様な担い手がそれぞれの役割分担の下、協働により創り上げていくことが必要となります。



■「地域共生社会」の実現

協働によるまちづくりを進めていくためには、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進していくことが重要です。また、その体制づくりの支援として、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能及びさまざまな地域課題を「丸ごと」受け止める場を創ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。

■地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の強化

介護保険制度の改正や、本市における現状を踏まえながら、団塊世代が75歳に到達する令和7（2025）年を見据え、本計画では、これまでの計画から進めている地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を継続・強化して推進します。

■人生会議（ACP）の考え方の普及

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、今後は、もっと早い時期から、いずれ受けることになる介護や医療、そして看取りについて、家族などの身近な人や医療・介護においてかかわりのある人と話し合い、準備できるような仕組みづくりが重要になります。

そのような仕組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。人生会議とは、人生の最期に受きたい介護や医療の希望を示しておくというだけの意味ではありません。人生の最期に至るまでの、自分らしい生き方について、一人ひとりが普段から意識し、日々の暮らしでの生きがいつくりなどにつなげていくことを目標とする理念です。

■「新しい生活様式」を踏まえた取組の検討

本計画では、「新しい生活様式」（令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症が長期間にわたり感染拡大するのを防止するために公表された行動指針）を念頭に置きつつ、高齢者の健康と地域活動などのバランスを図りながらさまざまな取組を進めます。

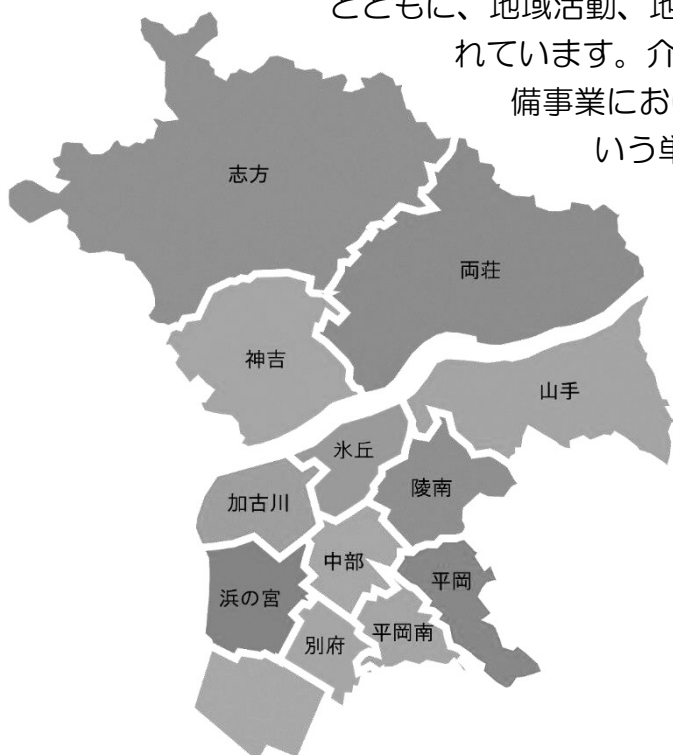
日常生活圏域の設定

以前から本市では、12ある中学校区（基幹的住区）を広域的なコミュニティ活動の単位としてさまざまなまちづくりを進めています。

また、同じく12ある公民館は、市民の生涯学習の機会を提供するとともに、地域活動、地域交流の場として活用されています。介護保険の生活支援体制整備事業においても、この「12」と

いう単位でささえあい協議会の設置を進めているところです。

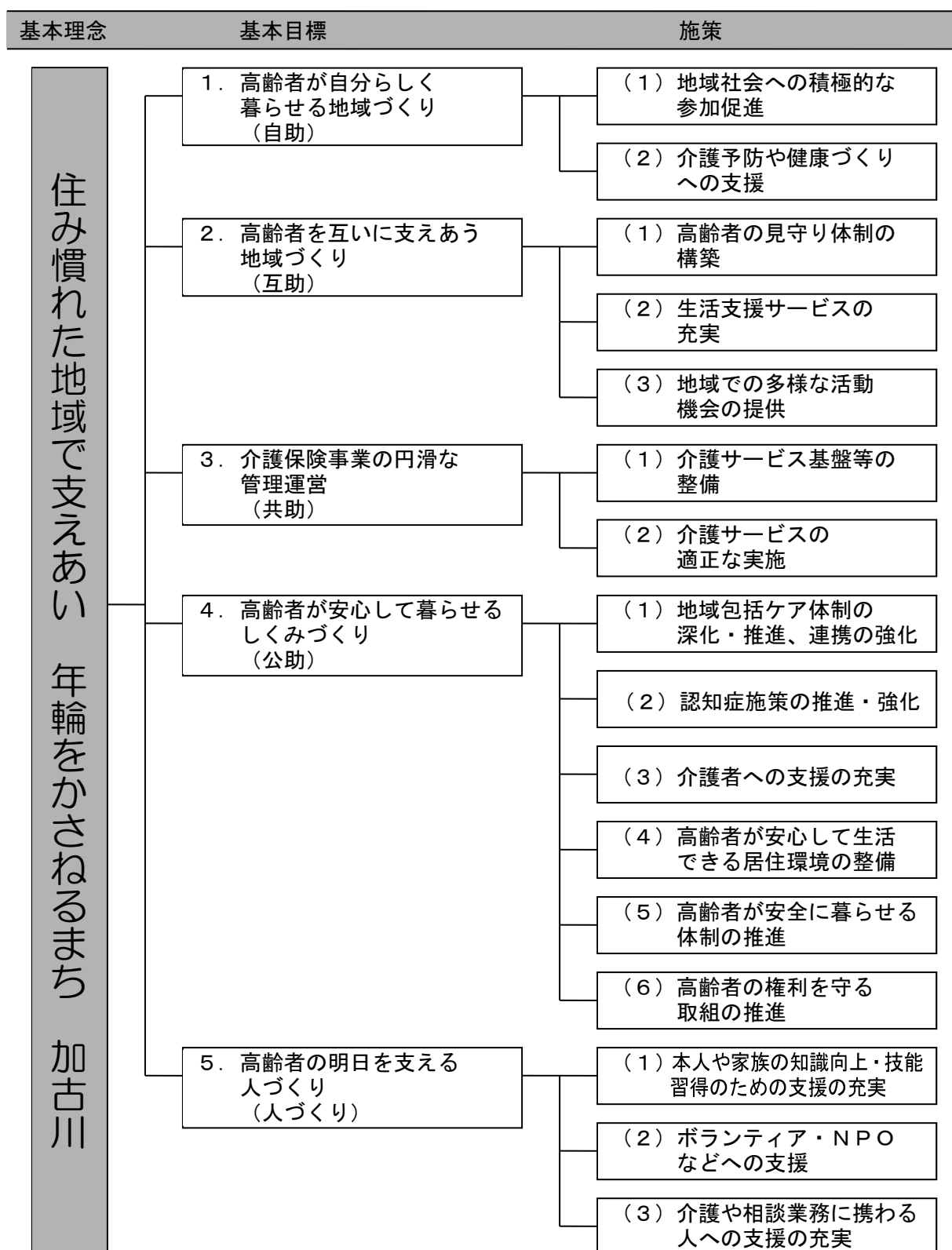
よって、今期の計画から、施策をより効果的に推進するため、日常生活圏域を9ブロックから12ブロックに改めます。



圏域
加古川 (加古川中学校区)
氷丘 (氷丘中学校区)
中部 (野口公民館エリア)
陵南 (陵南公民館エリア)
平岡 (平岡公民館エリア)
平岡南 (東加古川公民館エリア)
浜の宮 (浜の宮中学校区)
別府 (別府中学校区)
山手 (山手中学校区)
両荘 (両莊中学校区)
神吉 (神吉中学校区)
志方 (志方中学校区)

計画の体系

5つの基本目標のもと、以下の体系で施策を展開していきます。



施策の展開

基本目標 1. 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり（自助）

施策（1）地域社会への積極的な参加促進

No.	項目	事業・取組の内容
①	生涯学習活動の推進	○多様な学びの機会の提供 ○市や各種団体が実施する高齢者向け講座等の情報提供
②	文化・スポーツ活動への参加促進	○市内で行われる各種イベントの情報提供や参加機会の充実 ○高齢者の文化・芸術活動の支援 ○気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及促進
③	雇用・就労相談への支援	○ハローワークとの連携等、高齢者の職業相談窓口の充実 ○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発 ○シルバー人材センターへの支援・連携強化

施策（2）介護予防や健康づくりへの支援

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護予防活動へつなげる支援	○閉じこもりなどの何らかの支援を要する人の把握・支援
②	介護予防の普及啓発	○介護予防の基本的な知識の普及啓発 ○介護予防の普及啓発のための講座の開催（運動、栄養、口腔など）
③	地域における介護予防への支援	○介護予防に関する住民主体の通いの場などへの支援 ○介護予防に関する住民主体の通いの場などについての情報提供 ○住民主体で活動をする団体のボランティアなどの育成支援 ○介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへの「かがわウェルビーポイント」の付与
④	リハビリテーション活動による支援	○介護予防の取組への専門職派遣などの支援 ○理学療法士などのリハビリテーション専門職との連携

基本目標 2. 高齢者を互いに支えあう地域づくり（互助）

施策（1）高齢者の見守り体制の構築

No.	項目	事業・取組の内容
①	見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者との見守り協定の推進 ○地域における支えあい体制の構築 ○要援護高齢者宅への訪問活動の実施 ○緊急通報システムの普及啓発 ○ICTを活用した見守りの推進
②	地域ぐるみの見守り事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域福祉活動への支援 ○ふれあいサロン事業への支援 ○ヘルプカードの周知 ○一人暮らし等高齢者見守りの推進

施策（2）生活支援サービスの充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	生活支援サービスシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者支援のニーズや社会資源の状況把握 ○NPOや民間事業者など多様な関係機関とのネットワークづくり ○「かがわウェルビーポイント」制度等の活用検討 ○介護予防・生活支援サービス事業の普及啓発 ○介護予防・生活支援サービス事業の新たなサービスの検討 ○地域での生活支援の体制を検討するささえあい協議会の運営の支援
②	地域組織などの運営支援・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどの支援及び連携強化 ○地域組織への福祉制度に関する研修機会の提供や情報提供

施策（3）地域での多様な活動機会の提供

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な地域活動を行っている団体の活動支援 ○地域、小中学校区を核とした多様な交流事業、イベントの支援
②	移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性とニーズを踏まえた、公共交通網の再編の検討 ○民間事業者による新たな外出支援サービスの確保

基本目標 3. 介護保険事業の円滑な管理運営（共助）

施策（1）介護サービス基盤等の整備

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービス基盤等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者数の増加、介護サービス需要、介護離職防止等に対応した計画的な基盤整備 ○介護施設等の安全性向上、災害対策強化への支援 ○在宅生活を支える事業者への支援 ○共生型サービス、看取り環境の整備推進

施策（2）介護サービスの適正な実施

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者にとって分かりやすい手段・内容による介護サービス情報の周知 ○介護サービス事業者の情報開示 ○相談対応・解決のための体制の充実
②	要介護認定と介護保険給付費等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定の適正化 ○ケアマネジメント及び介護サービス提供体制の適正化 ○介護報酬請求の適正化
③	介護サービス事業者への指導・監督等	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業者への適切な指導・監査の実施 ○指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成

基本目標 4. 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり（公助）

施策（１）地域包括ケア体制の深化・推進、連携の強化

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域包括支援センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの人員体制の強化 ○医療、介護、民生委員・児童委員、地域団体との連携強化 ○認知症施策のさらなる推進 ○生活支援体制との連携 ○地域ケア会議による地域課題の抽出、分析及び対応の検討 ○地域包括支援センター間の役割分担・連携の強化 ○個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題に対応する各種相談機関との連携強化 ○自立支援・介護予防の推進
②	医療・介護連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○連携における課題やサービス資源の抽出 ○二次医療圏域内での行政間の連携 ○在宅医療・介護連携による切れ目ない支援の実施 ○人生の最終段階における在宅看取りについての調査研究 ○在宅看取りや人生会議（ACP）の市民及び事業者への啓発 ○在宅医療の実施に係る体制の整備の検討、関係専門職の人材の確保・養成の推進 ○ICT等を活用した要介護者に関する情報の共有及び各機関の連携
③	地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援型ケアマネジメントの充実 ○多職種連携による地域ケア会議の推進、地域課題の発掘、課題解決に向けた施策の展開

施策（２）認知症施策の推進・強化

No.	項目	事業・取組の内容
①	認知症への理解を深めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症に関する理解促進 ○相談先の周知 ○認知症の人本人からの発信支援
②	認知症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ○予防に関するエビデンスの収集の推進
③	医療・ケア・介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見の体制づくり ○早期対応体制の充実 ○医療体制の整備
④	介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人の介護者の負担軽減の推進
⑤	認知症バリアフリーの推進、社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支援体制の強化 ○移動手段の確保の推進 ○交通安全の確保の推進 ○成年後見制度の利用促進 ○消費者被害防止施策の推進 ○虐待防止施策の推進
⑥	若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による適切な支援

施策（３）介護者への支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護者のつどいの実施	○地域包括支援センターによるさまざまな介護者のつどいの実施
②	介護用品の支給・貸与	○介護用品支給事業の実施 ○短期車いす貸与事業の実施

施策（４）高齢者が安心して生活できる居住環境の整備

No.	項目	事業・取組の内容
①	生活援助員（ＬＳＡ）などによる見守り体制の充実	○生活援助員（ＬＳＡ）の配置による高齢者住宅等安心確保事業の実施
②	住宅改造への支援	○住宅改造費助成事業の実施 ○介護保険サービス（住宅改修費支給）との一体的な活用支援
③	在宅福祉事業の実施	○訪問理美容サービスへの助成 ○養護老人ホームショートステイの実施 （介護保険サービスの短期入所サービスとは異なります。）
④	住まいの確保	○「加古川市住生活基本計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」及び「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」による高齢者等対応仕様の住宅整備の促進 ○生活支援ハウスの提供

施策（５）高齢者が安全に暮らせる体制の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	防災・防犯対策の推進	○防災・防犯についての周知啓発、研修、訓練の機会の提供 ○避難行動要支援者名簿の作成及び地域の支援関係者への情報提供 ○福祉避難所の周知及び拡充 ○非常災害時における介護サービス事業者との連携
②	交通安全対策の推進	○高齢者の交通安全意識の高揚 ○高齢者の運転免許証返納に対する支援の調査、研究
③	感染症対策の推進	○感染症対策についての周知啓発、研修の機会の提供 ○ＩＣＴを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の推進 ○介護施設等における感染症対策の推進

施策（６）高齢者の権利を守る取組の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	高齢者虐待防止の推進	○関係団体との連携 ○虐待防止の普及啓発
②	成年後見制度の利用支援	○成年後見制度の普及啓発と利用支援 ○成年後見支援センターを中心とする権利擁護事業の充実

基本目標 5. 高齢者の明日を支える人づくり（人づくり）

施策（1）本人や家族の知識向上・技能習得のための支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービスや地域資源などの情報提供の体制整備	○広報かこがわや加古川市ホームページなどの活用 ○介護保険ガイドブックなどのパンフレットの作成
②	自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発	○市民に向けた地域包括ケアシステムについての知識の普及 ○介護サービスや地域資源などの利用に関する知識の普及 ○人生会議（ACP）に関する知識の普及
③	自立支援のための知識や技術習得への支援	○介護に関する技術・知識や健康管理などを学ぶ家族介護講座の実施

施策（2）ボランティア・NPOなどへの支援

No.	項目	事業・取組の内容
①	ボランティアの育成	○社会福祉協議会、ボランティアセンターなどとの連携 ○高齢者の見守りなどにおけるボランティア活動への支援や積極的な参画への支援 ○高齢者ボランティアの啓発や研修機会の提供などの環境整備 ○介護予防事業サポーターの養成及び研修の開催 ○地域福祉リーダーの養成 ○人材確保のためのボランティアポイントの活用
②	NPOの活動支援	○NPO活動の基盤整備の支援

施策（3）介護や相談業務に携わる人への支援の充実

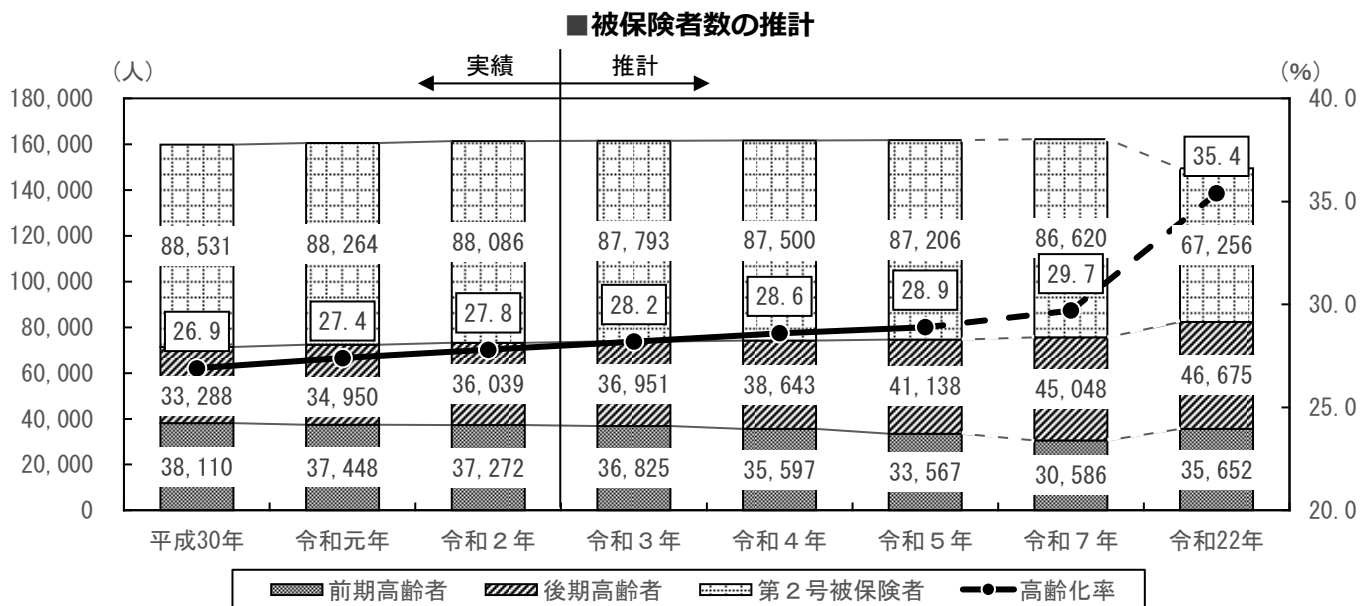
No.	項目	事業・取組の内容
①	介護に携わる人の創出、育成	○介護人材の確保と資質の向上 ○就業者のキャリアアップ支援（介護福祉士養成等）への取組の促進 ○介護人材の確保・育成のための教育現場との連携 ○介護の仕事の魅力発信・魅力向上を図る取組の推進 ○介護ロボットやICT機器等の活用による業務改善への取組の促進 ○離職防止・定着促進のための働きやすい職場環境への取組の推進 ○生活支援サービスの担い手の養成 ○各種団体の実施する人材創出・育成事業等に対する支援 ○各種団体との連携による介護人材創出のための調査・研究

介護保険サービスの見込み

被保険者数および要支援・要介護認定者数

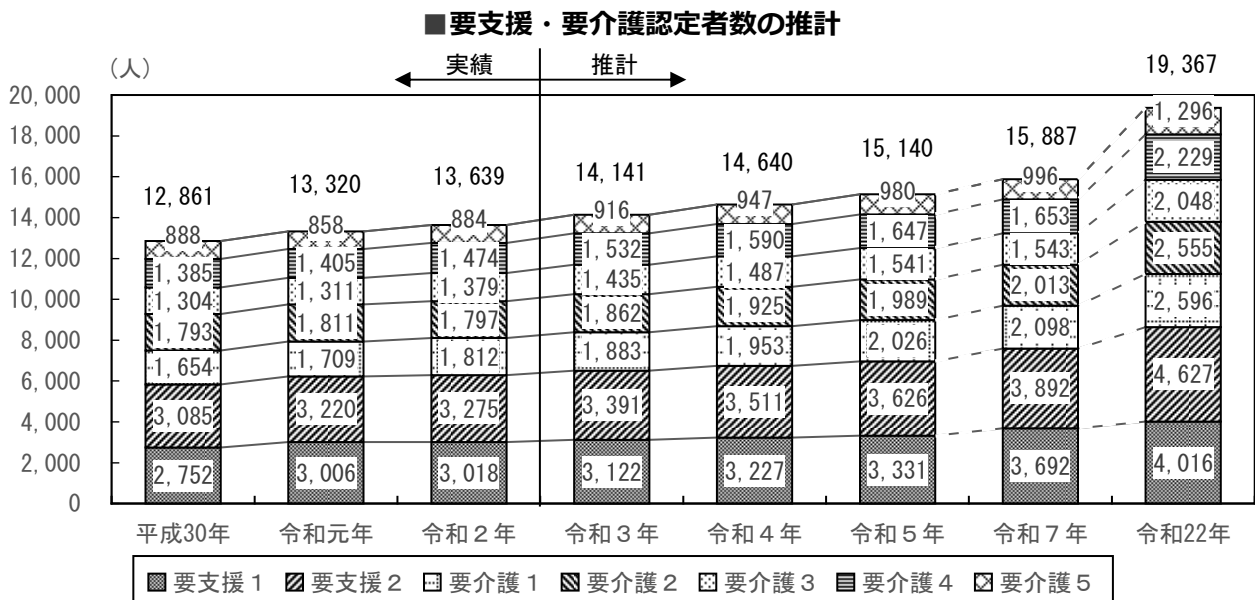
本市の被保険者数について、第1号被保険者数（65歳以上）のうち、後期高齢者は増加し続け、令和3（2021）年には36,951人となり、前期高齢者数（36,825人）を上回る見込みです。その後も後期高齢者数は増加し続け、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には、75歳以上人口の占める後期高齢化率が17.7%となる見込みです。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年には、高齢化率が35.4%となる見込みであり、介護・医療ニーズがますます高まっていくと考えられます。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、加古川市推計

要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年には15,140人に増加する見込みです。それ以降もさらに増加し続け、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には15,887人、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年には19,367人となる見込みです。



資料：実績は介護保険事業状況報告（各年9月月報）、加古川市推計

介護サービス基盤等の整備

これまでの介護サービス基盤等の整備状況を踏まえながら、在宅系サービスと施設・居住系サービスの介護需要を考慮し、適切な整備量を確保していきます。

種類		第7期までの整備見込 (累計) (令和3年2月1日現在)	第8期の整備目標 (累計)	
在宅系サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4か所	日常生活圏域に1か所ずつ	
	夜間対応型訪問介護	—		
	小規模多機能型居宅介護	13か所	26か所	
	看護小規模多機能型居宅介護	6か所		
	認知症対応型通所介護	10か所	日常生活圏域に1か所ずつ	
	地域密着型通所介護	35か所	通所介護を含めた給付費の実績が計画値の範囲内で整備を推進	
施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	918床(14か所)	1,358床	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	310床(11か所)		
	介護老人保健施設	500床(4か所)	500床	
	介護医療院	170床(1か所)	転換の意向があった場合に状況を勘案し整備を推進	
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	280床(17か所)	361床	
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	306人(2か所)	880人
		軽費老人ホーム (ケアハウス)	—	
		サービス付き高齢者向け住宅	371人(6か所)	
		養護老人ホーム	103人(1か所)	
その他	その他の老人福祉施設	軽費老人ホーム (ケアハウス)	309人(7か所)	339人
		養護老人ホーム	185人(1か所)	185人

介護保険事業費の推計

単位：千円

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付費	居宅サービス	6,278,545	6,438,285	6,603,895	19,320,725
	地域密着型サービス	3,688,622	3,872,060	4,072,658	11,633,340
	施設サービス	4,483,464	4,654,802	4,832,735	13,971,001
	居宅介護支援	731,126	748,618	766,527	2,246,271
予防給付費	介護予防サービス	830,949	854,850	879,971	2,565,770
	地域密着型介護予防サービス	45,981	46,646	47,403	140,030
	介護予防支援	142,674	149,288	156,210	448,172
高額介護サービス費		433,576	458,867	485,633	1,378,076
高額医療合算介護サービス費		72,259	77,355	82,812	232,426
特定入所者介護サービス費		485,854	493,410	501,084	1,480,348
審査支払手数料		16,946	18,516	20,232	55,694
計 <A>		17,209,996	17,812,697	18,449,160	53,471,853
報酬改定影響額 		120,470	124,689	129,144	374,303
計（標準給付費） <C = A+B>		17,330,466	17,937,386	18,578,304	53,846,156
地域支援事業費 <D>		1,299,244	1,341,695	1,385,592	4,026,531
保険料の算定にかかる事業費の総額 <C+D>		18,629,710	19,279,081	19,963,896	57,872,687

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料の調整率	年額保険料
第1段階	①生活保護を受けている人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市県民税非課税の人 ③世帯全員が市県民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が80万円以下の人	基準額×0.5※	31,200円※
第2段階	世帯全員が市県民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.7※	43,600円※
第3段階	世帯全員が市県民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が120万円を超える人	基準額×0.75※	46,800円※
第4段階	本人は市県民税非課税だが、同じ世帯に市県民税課税の人がいる場合で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が80万円以下の人	基準額×0.85	53,000円
第5段階	本人は市県民税非課税だが、同じ世帯に市県民税課税の人がいる場合で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等にかかる雑所得額を除く）が80万円を超える人	基準額	62,400円
第6段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が60万円未満の人	基準額×1.05	65,500円
第7段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が60万円以上120万円未満の人	基準額×1.2	74,800円
第8段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	基準額×1.25	78,000円
第9段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が160万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	81,100円
第10段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	93,600円
第11段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	106,000円
第12段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	115,400円
第13段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	124,800円
第14段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1	131,000円
第15段階	本人が市県民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.2	137,200円

※公費負担による軽減適用前の値です。

第9期加古川市高齢者福祉計画・第8期加古川市介護保険事業計画 **概要版** 令和3年3月

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課 TEL 079-427-9715 FAX 079-421-2063
 加古川市 福祉部 介護保険課 TEL 079-427-9123 FAX 079-424-1322
 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000